

## 大分地方裁判所委員会議事要旨

### 1 開催日時

平成26年9月25日(木) 午後3時00分から午後4時30分まで

### 2 開催場所

大分地方裁判所大会議室

### 3 出席委員

飯田伸二, 岡村邦彦, 杳掛和弘, 下郡恵美子, 白石 哲, 仲摩延治, 牧 真理子, 真鍋麻子, 森脇久代(五十音順, 敬称略)

### 4 議事内容

【テーマ】民事事件における身近で利用しやすい裁判所の実現のために

(1) 民事事件手続等についての説明

(2) 意見交換 (□: 委員長, ◇: 委員(学識経験者), ◆: 委員(法曹関係者), ●: 裁判所)

◇ 少額訴訟の場合, 代理人は必要ないのか。労働審判の場合はどうか。

● 少額訴訟は, 簡易裁判所の手続であり, 代理人は特に必要ない。労働審判は, 地方裁判所で行われる, 原則3回以内の期日で審理を終了する非常に迅速な手続である。迅速に終わるためには事前準備が必要になるため, 弁護士を代理人として申立てされる場合がほとんどである。

◇ 労働審判員の人選の基準はあるのか。

● 労働者又は使用者の立場で個別労働紛争の処理などに携わった経験があって, 労使関係に関する専門的な知識経験を有している方が人選され, 最高裁判所が任命する。労働審判では, 労働者側, 使用者側双方の労働審判員が1人ずつ審理, 判断に加わることになる。

◇ 弁護士に相談する際に, どの弁護士が, どの分野を専門的に取り扱っているか, などがよく分からないという声をよく聞く。「利用しやすい裁判所」を考えるときに, このような面にも配慮して, 弁護士と連携するなどすれば,

裁判所の利用も広がってくるのではないか。

- ◆ 弁護士がどういう分野を専門的に取り扱っているのか、ということを弁護士の側から外部に発信することはこれまで少なかった。現在、日弁連のウェブサイトアクセスすると、「ひまわりサーチ」という、弁護士が特に重点的に取り組んでいる分野やプロフィール、趣味などを掲載した検索システムが利用できる。大分県弁護士会のウェブサイトにも弁護士名簿が掲載されている。また、弁護士会の法律相談センターでは、医療過誤や労働事件など特に専門的な分野については、その分野に専門的に取り組んでいる弁護士を紹介するなどしている。
- ◇ 少額訴訟が割と使われているということが新鮮な驚きだった。
- ◇ 一般市民が、裁判所を「身近で利用しやすい」と思うために、どのような取り組みがされているのか。
- ◆ 法律的な紛争がある場合に、「まずは弁護士に相談しよう。」と考えるのではないかと思うが、その際のアクセスのしやすさが重要だと思う。裁判所としても、例えば何らかの形で裁判所に関わるようになった場合、「弁護士をつけたい。」という要望に、法テラスや弁護士会を紹介するなどして対応している。窓口相談では、裁判所の立場上、事案の中身について詳しく相談することはできず、手続的な部分についての相談にのみ応じることができる。
- ◇ 大分県にも適格消費者団体が設立されたが、それに伴う裁判所の取組状況等について伺いたい。
- ◆ 例えば、ある特定の商品を購入した多数の消費者が同種の被害を受けた場合に、被害者である個々の消費者が、事業者に対して、それぞれ訴えを提起して被害回復を図ることは困難な面がある。このような多数の被害者を救済するための新たな訴訟制度として、日本版クラスアクションと呼ばれる裁判手続を定めた「消費者裁判手続特例法」が平成25年12月に成立している。この裁判手続は、第一段階として、内閣総理大臣の認定を受けた特定適格消

費者団体が、被害者に代わって原告として訴訟を提起し、多数の消費者に対する事業者の共通の金銭支払い義務の存否などを裁判所が審理し、これが認められた場合に、個々の消費者が、第二段階の手続に加入して、簡易な手続によって、自己の事業者に対する債権を確定するというものである。この消費者裁判手続特例法による裁判手続は、民事裁判手続の特例を新たに設けるものであって、公布から3年を超えない時期に施行されるまでに、具体的な裁判手続について最高裁判所規則の制定等が必要となるが、この規則は、まだ制定されておらず、大分地裁としては、この規則化の状況を見守っているところである。

- ◇ 医師や建築士が専門的な知識を提供する専門委員制度について、例えば、独占禁止法に関する事件であれば経済学的な知見が取り入れられていると思うが、そのような場合に、経済学者が関与することがあるのか。
- ◆ ……ただ、一般的なイメージとしては、医療事件、建築紛争事件、知的財産事件など、専門的な知識が必要となる事件について、裁判官が事件の内容の理解を深め、訴訟の進行をスムーズにするため、特定の分野の知識を豊富に有する専門家に、分かりにくい専門的な事項を説明してもらうこととしたのが専門委員の制度であるといえよう。いわば、専門委員は、専門的な知識が必要な事件における「歩く百科事典」のような役割を果たすものであり、仮に、独占禁止法に関する事件について、経済学者の意見を聴くということになると、法律の解釈等も問題となり、「鑑定」を依頼したり、「意見書」の提出を求めるといった形で関与を求めることになるのではないか。
- ◇ 問題があった場合は、弁護士に相談して意見を聞くことが一番速い方法なのか。法律が身近でないのでよく分からない。
- ◆ 弁護士に何を相談したらよいのか、そこから分からないとよく聞かれる。何か困った事態が起こり、自分で解決することが難しいということであれば、まず弁護士に相談してみるのがよいと思う。弁護士会では、無料法律相談を

年に7, 8回開催しているし、大分市以外でも中津市、日田市などに法律相談センターを開設している。こんなことを弁護士に相談していいのだろうか、と思われる方も多いと思うが、実は何でも相談していただいて構わない。弁護士は意外と身近で、使いやすいということが利用していただくとよく分かる。今回御意見を伺って、弁護士会としても、広報に力を入れていかないと、身近で利用しやすい司法になっていかないと痛感した。様々な広報を考えて、行っていきたいと考えている。

- ◆ 司法制度改革では、主に刑事分野についての改革が先行していて、民事分野についての改革は若干手薄になっているという印象がある。日弁連としても、もっと身近で利用しやすい民事訴訟手続をどのようにして実現していくのか、ということについて、部会を立ち上げて重点的に取り組んでいくことにしている。民事訴訟は裁判所で行われるものであるから、弁護士会と裁判所が、日弁連と最高裁のレベルや各県の弁護士会と各地方裁判所・簡易裁判所のレベルで並行して緊密に意見交換し、取り組みを深めていく必要があると考えている。今後、裁判所との勉強会等を通じて、より身近で、利用していただけるような方向性を探っていきたい。
- ◆ 民事手続の制度改革がなされて、審理も短縮されて、まだ不完全という指摘もあろうかとは思いますが、おおむね順調にすすんでいるのではないかと、という感想を持っている。裁判所に行く前にまず弁護士に相談に行くというのが一般的と思われるところ、裁判所が身近になるためには、まず弁護士へのアクセスが身近になる必要があり、そのためには窓口を明確にすることが大事になってくると思う。刑事事件だと検察官は被害者の方と接することが多いが、被害者の方も法的なアドバイスやサポートを得たいという方がかなりいる。その場合に、検察官としては弁護士に相談したらどうかとアドバイスすることが多いが、弁護士にアクセスする方法が一般の人には分からない。この点を教示できればいいな、と思う。裁判所は第三者機関であって、どちら

か一方に肩入れすることはできないと思う。地方公共団体の法律相談でも似たようなところがあると思うので、窓口を教示することがもう少しできたら、身近な民事手続になるのではないかと思う。

- ◆ 強制執行については、順調にすすんでいるのか。
- 強制執行手続については特に問題はなく、順調に処理されている。
- ◆ 強制執行、特に不動産執行は、不動産が売却できなければ手続は終了しない。東京のように不動産が払底しているところだとほぼ100パーセント売却できていると聞いている。大分の売却率は8割くらいである。また、不動産執行手続に掛かる日数をみても、不動産の差押えをしてから競売をし、その代金を配当するまで平均10か月弱であり、迅速に処理されている。
- ◆ 近時複雑な紛争が多くなっていると説明があったが、限られたマンパワーで複雑化する訴訟に対し、裁判所はどのように対応しようとしているのか。
- ◆ 「限られたマンパワーで複雑化する訴訟にどのように対応していくか。」という御質問があったが、たいへんに難しい問題であると考えている。社会が複雑化することに伴って、紛争も複雑化し、裁判所に持ち込まれる事件も複雑化している。いろいろな利害が複雑に絡み合っていて、どのような判断をしても、どこからかは批判があるという問題について判断を求められることが多い。それに対して、世の中の納得を得られるような、「なるほど」と思われるような判断をしなければいけない。そのためには、個々の裁判官のレベルアップを図り、そして、組織としての裁判所のレベルアップを図り、裁判の質を高めていかなければならないと考えている。そのために、合議体を一層活用し、多くの裁判官の知恵を結集して、-そういう難しい問題に対して、世の中の納得が得られるような結論や理由を導き出していこうということを考えている。この裁判の質を高める取組みは、数字で結果が得られる性質のものではないので、その取組みの成果をどのように検証していくのかも、非常に難しく、大きな問題であると認識している。

◆ 民事訴訟というのは法律的にも専門的な内容で、日常生活していてすぐに理解できるというものではないことから、専門家の意見を聞くことが非常に重要であることが多い。そのため、民事の紛争に直面したときに弁護士にアクセスすることが非常に重要であると裁判所も考えていて、弁護士会や法テラスを通じて弁護士へアクセスする手続をお教えするという心を心掛けているところである。裁判の中身についても、改善してより良いものにしていかなければ身近にもならないし、分かりやすくもならないのではないかと考えている。刑事裁判については、裁判員裁判が導入されたりして、社会のみなさんの注目を集めており、いろいろと改革がなされているところを目の当たりにされることも多いと思う。民事訴訟についても、御説明したとおり、新しい訴訟法が施行になり、裁判所としては民事訴訟の中身をよくすることで、もっと国民のみなさんに利用しやすいものにしていくということを念頭に継続して努力してきた。民事訴訟法は、「裁判が長くなっているのではないか」「分かりにくいのではないか」などの批判があったので、分かりやすく、そして、適正な時間内に適正な結論を出そうという方向性で改正をしたものと思う。この改正の方向性に従い、何が本当に争いとなっているのかということを見極めて、そのために必要な証拠調べを適切な範囲で行うよう、裁判所でも努力してきた。もちろん、そのためには当事者である弁護士の協力が不可欠なので、定期的に弁護士との勉強会を開き、協議を重ね、改善の努力をしているところである。民事訴訟法改正後大分時間が過ぎ、「改善されている。」と評価されることがある一方で、「複雑困難化する訴訟に十分に対応しているのか」「また長期化しているのではないか」など様々な御批判もあり、まだ不十分なところもあると思っている。本日いただいた御意見を参考にしながら、更に努力していきたいと考えている。

◆ 立法機関ではない裁判所にできることは、法律によって作られた、現在ある制度の運用面を見直すことである。その運用面を改善することによって、

国民のみなさんに満足していただける裁判を目指していきたいと思っている。

□ 裁判所での相談と弁護士との相談はどのように使い分けるのか。

◆ 困ったことがある場合には、基本的には弁護士会の相談窓口を利用していただけになると思う。実際に遭遇している問題の内容について判断することは裁判所ではできない。裁判所は中立な立場であり、裁判所で利用できる手続についての説明はできるが、「あなたはこうしたらいいですよ。」

「あなたの主張については、こういう請求ができませんよ。」というような内容についての判断は裁判所ではできない。弁護士は、その内容についてどのような判断になるか、どういう手続を選択したらいいか、ということをおアドバイスすることができるので、まずは弁護士にアクセスした方がいいと思う。そのための窓口は、弁護士会の相談受付窓口か法テラスの受付窓口になると思う。

◇ 裁判所は相談するところというイメージがあまりない。弁護士へのアクセス方法を一般市民に知らせるような仕組みができることが一番いいのではないか。

◆ 裁判所は中立公平に判断をする機関である。裁判等の手続を教えることはできるけれども、紛争になる以上、相手方がいるので、片方の言い分だけを聞いて中身についてアドバイスすることはできない。

◇ 事務手続を聞いてきたときに、どのくらい良質なサービスを提供できるか、ということが大事である。規則などを知っていると、どうしても上から目線の対応になってしまいがちなので、その点に気を付けて、いかに何も知らない一般市民の方に丁寧な御案内ができるか、ということが大事だと思う。

◇ 弁護士を介することが必要な解決方法もある、といった内容の広報活動も必要なのではないか。

## 5 次回期日等について

### (1) 日時

平成27年3月24日（火）午後3時から

(2) テーマ

裁判員制度について

(3) 場所

大分地方裁判所大会議室